

## 平成26年白浜町議会第2回定例会 会議録(第4号)

1. 開 会 平成26年6月13日 白浜町議会第2回定例会を白浜町役場  
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成26年6月13日 9時30分

1. 閉 議 平成26年6月13日 9時31分

1. 延 会 平成26年6月13日 18時03分

1. 議員定数 14名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	溝口	耕太郎	2番	三倉	健嗣
3番	辻	成紀	4番	岡谷	裕計
5番	堀	匠	6番	長野	莊一
7番	水上	久美子	8番	楠本	隆典
9番	西尾	智朗	10番	廣畑	敏雄
11番	古久保	恵三	12番	南	勝弥
13番	玉置	一	14番	丸本	安高

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事務局長 泉 芳明 事務主査 田中 健介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長	井 潤	誠	副 町 長	林	一 勝
教 育 長	鈴 木	勇	会 計 管 理 者	大 谷	博 美
富田事務所長					
兼農林水産課長	瀬 見	幸 男	日置川事務所長	青 山	茂 樹
総 務 課 長	田 井	郁 也	税 務 課 長	高 田	義 広

民生課長	中村 貴子	住民保健課長	三 栖 健 次
生活環境課長	坂本 規生	観光課長	古 守 繁 行
建設課長	笠中 康弘	上下水道課長	堀 本 栄 一
国体推進課長	廣畑 康雄	消 防 長	古 川 泰 造
教育委員会		日置川事務所	
教育次長	寺脇 孝男	地籍調査室長	中 本 敏 也
総務課副課長	榎本 崇広		

## 1. 議事日程

- 日程第1 一般質問
- 日程第2 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第3 報告第5号 平成25年度白浜町継続費繰越について
- 日程第4 報告第6号 平成25年度白浜町繰越明許費繰越について
- 日程第5 報告第7号 平成25年度白浜町事故繰越し繰越について
- 日程第6 議案第44号 財産の交換について
- 日程第7 議案第45号 白浜町公衆浴場条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第46号 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第47号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第48号 平成26年度白浜町一般会計補正予算（第2号）議定について
- 日程第11 議案第49号 平成26年度白浜町住宅資金貸付事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第12 議案第50号 平成26年度白浜町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）議定について
- 日程第13 報告第8号 平成25年度白浜町土地開発公社経営状況の提出について

## 1. 会議に付した事件

日程第1から日程第10

## 1. 会議の経過

### ○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、白浜町議会平成26年第2回定例会4日目を開催いたします。

開議に先立ち、諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

### ○番外（事務局長）

諸報告を行います。

ただいまの出席議員は14名であります。

本日の議事日程についてはお手元に配付しております。

本日は、一般質問2名を行い一般質問を終結し、その後、議案審議に入りますので、よろしく申し上げます。

休憩中に議会運営委員会の開催を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

以上で諸報告を終わります。

## ○議 長

諸報告が終わりました。

本日は暑いので上着を脱いでいただいて結構かと思えます。

これより本日の会議を開きます。

---

### (1) 日程第1 一般質問

## ○議 長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に、順次、質問を許可いたします。

10番 廣畑君の一般質問を許可します。廣畑君の質問は総括形式です。

10番 廣畑君（登壇）

## ○10 番

おはようございます。3日目に入りました一般質問も最後の日で、最初に質問をさせていただきます。

まず、各種健診事業につきましてお尋ねをしたいと思います。

ことしも健診、健康診断ですね、案内が送られてきました。特定健診、がん検診、人間ドックなど、受診を促す、このような内容であります。この健診のことにつきまして、2年ほど前に国民健康保険の特定健診、各種がん検診の受診率の向上についてということで一般質問をさせていただきました。その内容は、平成21年の県資料をもとに、郡内町と比べても胃がん、肺がん、大腸がんの受診率が極端に低い白浜町。集団健診や個別健診、そして人間ドックの実施でどのように向上させていくのか、また、その現状と課題についてお尋ねをしました。この中で、町の答弁は、特定健診は早期発見の手段であり特定保健指導の前提条件である。住民の健康増進の観点から、行政だけではなく医療機関などとの連携が重要であり、情報の共有化やデータの分析などが必要である。また、死因が日本一となっているがん、初期の段階で発見して適切な治療で非常に高い確率で治癒されていく、このがんを初期の段階で見つけるがん検診は死亡率を下げるのに大変有効だと考える。今後の受診率の向上については、広報活動、複数の受診場所の確保、受診者への便宜、費用の自己負担軽減等の健診向上の取り組みが健診率の向上に結びついていないことを踏まえて、勧奨策の多様化、社会的資源、人的資源との連携を深めて取り組みたい、このような答弁でありました。

そこでお尋ねします。昨年度までは、受診のときには申請をします、この受診予定機関で受診の際の直接申し込んで日程やコースを調整していた。しかし、今年度の人間ドックは、まず住民保健課医療保険係、ちょっと長いですが、ここの本庁役場の保険の係でありますここの係、それから富田事務所、日置川事務所、この3カ所の窓口で申し込みをして、そ

して2つ目、医療保険係、事務はここでやるわけなんですけども、医療保険係から助成券を交付される、この交付された助成券を持って受診する医療機関へ行って調整をする、このように、ことしからなりました。今までの、住民の皆さんへの便宜を図るサービスをしていく、こうしたことからして、手間がかかり、受診を控える方が多くなりませんか。受診率向上に、また予防に役立ちますか。このように思うわけであります。

また、利用受診医療機関、白浜はまゆう病院、紀南病院、南和歌山医療センターなどの半ば公的機関、昔の国立病院であり紀南病院であるわけなんですけども、そうした半ば公的医療機関と民間の医療法人等でありまして、受診できるよう交渉していると思うわけでありますが、どのような決め方をしておられるのか、お伺いしたいと思います。

また、各地区巡回の結核・肺がん検診、いわゆるレントゲン車でありますけれども、旧白浜地域で4日間回って46カ所、旧日置川地域で3日間で47カ所、合計93カ所を巡回しておったわけです。昨年度は1,315人の方の健診に応えておる。この93カ所は、旧村単位で3カ所から4カ所、例えば西富田村、南富田村、こういうふうに分けても3カ所から4カ所、富田村でもそうです。こうした集落単位で、誰でも歩いていけるあるいはちょっと手を添えていって受診できる、こういう距離であります。バスやタクシーに世話にならずに、自分で車を押して、自分のために、意識的に町のサービスに応じて参加する高齢者の方も多くおられます。今年度はどうして取りやめと、このことをお尋ねしたい。一昨年の上昇率向上についての町の答弁と矛盾する方向になっていませんか。言いかえれば、住民の健康と福祉のために、住民の立場に立ったそういう取り組み、どのようにするんですか。このように思います。

次に、フラワーライン線への信号機の設置についてお尋ねをいたします。

富田平野の県営圃場整備事業、これが終了しまして10年ほどになります。圃場整備事業開始時に県の高規格道路として地元には話がありました県フラワー道路、この県のフラワー道路、皆さんご存じのように、最初は高架の予定でありました。圃場整備と並行して進める、そして平面交差にする、そのことは県も含めて、役場、地元、何遍も話をする中で、決定をされ、事業が執行されました。そして10年が経過をいたしました。現在、南から高速高架は富田川を渡り、渡りかけですね、まだ一部かかってはいませんが、鉄道の上を通り圃場におりてきております、田んぼにおりてきておる。北はトンネルの掘削が始まり、安久川には橋脚の掘削が始まっています。また、フラワー線の空港側の出入り口も以前から工事が進んでおり、全貌が見え出してきたかな、このように思います。中地区の圃場を横断するフラワー線、この交差点、観音道、才野道、2カ所あるわけなんですけれども、この交差点に信号機の設置をすべきだ、このように思いますが、いかがでしょうか。南白浜小学校や富田中学校の児童・生徒の通学路ともなっています。朝夕の登下校時や休日の往来、また中地区の高齢化率、これは高く、徒歩でしか移動できない方は富田駅や最寄りのバス停、商店などに出かけます。また、朝夕には、中地区の海岸、松林、これに向けてウォーキングの人々も少なからず往来しています。こうした地域の中へ1日7,000台の車が通行するわけですが、安全面でこのまま放置していてよいのでしょうか。町長、教育長の見解を伺いたいと思います。

続きまして防災についてであります。

避難道、避難場所の整備についてお尋ねをします。以前もお尋ねしました。富田小倉山へ

の避難、このことについて富田地域の住民の方々から請願が出され、採択されました。過日の当局の答弁では、緩い勾配での避難路の整備については国土交通省用地内の設置では物理的に困難であるため、地元地権者、地元区との調整も必要である。また、国交省用地内のり面点検用道路の緊急時使用について国交省、町、区と協定を進める、このようなことでありました。この小倉山は、南海トラフの巨大地震津波ハザードマップでは、高台、初期避難場所であり、となっております。この4月、配付されました。高速道路の取り合い道路によって富田小学校からの山道が分断されて行けんようになった、一番高い頂上には行けなくなりました。児童たちは、避難の際に、学校よりも低い道路に出て高瀬川沿いをさかのぼり、国交省のり面点検用通路、これを駆け上がる、そして小学校の裏山を登っていきます。山が分断されて、小倉山の頂上へ行けんので、山が分断されているさかいやということです。このことについては、いろいろ、地元でも、何なよ、なぜ避難道を分断したんだよというふうなことも僕らも何人の人からも聞きました。山の中腹にある妙見山の前を通過して、ハザードマップにある初期避難場所、小倉山一番頂上なんですけれども、そこへ行くようになっておるわけなんです、このハザードマップに記載されている初期避難場所であり、また、この小倉山、ご存じのように地元日神社に保存されている県指定有形民俗文化財津波警告板にも記載のある山、1707年の宝永の大津波のとき、人々が駆け上がって助かったとそういう記録があります。高速道路工事によって分断された小倉山、頂上側に行くにはのり面点検道路を通過して行かねばなりません。この点検通路はきつい勾配で、階段の高さが10センチもあれば20センチもある、もちろん約ですけれども、30センチもあるし、中には50センチという階段もつくってあります。高齢者にはなかなか上れない。道幅も本当に狭いです。

そこで、提案であります。周辺集落より少し高台にある富田小学校、約2メートルほどあります、わざわざ2メートルおりて高瀬川沿いを避難しなくとも、小学校の中に、2メートル高いところにプールの北側のフェンス、これを一部工夫をして取り除いて、一時的に外へ出れるような、裏山に避難できるように、そのようにしてはいかがでしょうか。児童や住民の方々の安心・安全な避難となると思います。また、富田川方向から小倉山への登り口の整備も必要かと思えます。地権者、区などとの協議や調整は前の質問のときのそうした調整はどのようになっていますか。お尋ねをいたします。

次に、栄地区初期避難場所の整備と避難道についてであります。富田中学東側山裾に山仕事や山の上の畑に行く登り口があり、山道があります。この上り口付近は広いのでありますけれども、山道は狭く、一列で歩行するのがやっとです。学校内の避難訓練は三百三十余名の生徒と先生だけでありますけれども、災害発生となると生徒だけではなしに付近住民の方も多数来られます。この山道の拡幅整備について、地権者や当該区、関係者と協議し整備できませんか。

また、富田中学校から山裾を通した新町道、小山地区の方々がすぐに初期避難場所に行けません。この新町道の擁壁が避難の壁となって立ち塞がっています。スムーズな山への避難、この道に上れて初期避難場所に行けるような対策が必要であると思えます。どのようにしていきますか。

また、想定される地震・津波により家屋の倒壊・流出が進み、避難も終えて生活再建、生業再建、家屋再建などについて、こうした基本的なことをどのようにお考えでしょうか。

また、危険地域となった集落の高台移転などについてもどのようなお考えを持っているかお聞きしたいと思います。町長、教育長の答弁を求めます。

続きまして、同じ防災の中で、オスプレイの防災訓練の参加についてお尋ねをします。一昨日も同僚議員も質問をしていました。この来るべき10月19日、県の防災訓練に米軍オスプレイがやって来ようとしています。この防災訓練については、ことしの2月の定例会で消防力の強化・増強こそ必要である、このようにただしたところでありましてけれども、改めてお尋ねをいたします。

和歌山県議会での質問に、知事は米軍オスプレイを県が主催する防災訓練に参加させることを表明いたしました。政府として総合的に検討した結果、オスプレイの安全性が確認されたと判断しているため、県としても政府同様の認識を持っている、このように県知事は答弁をしました。その根拠はアメリカ海兵隊や防衛省が発表している資料であります。MV-22オスプレイの事故率は飛行時間10万時間当たり1.93で、海兵隊平均の2.45より低い、このようにしております。そうしたことを根拠にしてあるわけなんですけれども、しかし、この数字は2012年の4月時点のもので、その後も2013年6月にノースカロライナ、8月にネバダでクラスAの重大事故を起こしており、これらを含めると海兵隊平均を大きく上回ることになり、オスプレイは危険きわまりない、こういう航空機であります。

さらに、2013年9月、昨年9月の高知県議会での県議の質問を紹介しますが、  
「そもそもオスプレイは強い下降気流、高温の排気による瓦れきの飛散・炎上の危険があつて、輸送能力では大型ヘリの半分以下しかありません。災害救援には向かないものです。海上自衛隊は1990年代に海上救難機として導入を検討しましたが、下に吹きつける気流がすさまじく、救援を待つ人が窒息してしまうとわかって、早々に断念したことがあります。命を守ることを最優先にすべき防災訓練に、危険性を増大させるオスプレイの使用は断じて認めるべきではありません」、こうしたこの論戦にもあるように、大震災や津波被害を考えるならば、海上で要救助者を救助できることは必須条件であります。海上自衛隊は、結局国産の高性能飛行艇US-2を導入しました。この飛行艇、時速480キロで現場に向かい、ボートなどで救助に当たり、離島や洋上で既に1,000名近い救助を行っている実績があります。こうしたことから、オスプレイが人命救助をするには不向きな航空機である、このことがいえると思います。

私たち共産党の議員2名が6月2日に町長への申し入れを行いました。いざというときは米軍は当てにならないのであり、憲法9条の理念からも、米軍を最初から当然のように活用しようとするのは問題がある、このように考えます。特に米軍の参加については、今後、被災者を捜索する防災訓練だと言って、大手を振って県内各地で軍事訓練と同様の低空飛行訓練をしたりする可能性もあります。自治体の了解をとっていない防災訓練などあり得ないと思いますが、いかがでしょうか。

さて、実際の災害救助の場では、東日本大震災のような広域災害を受けて、どのような問題点が浮き上がり、どのように改善しようとしているのでしょうか。この問題を考える上で大切なことは、事前にどのような高性能の機材を準備しても、緊急時には、特に広域災害のようなときには、どこにどのような救助の要請があるのか、こうした情報、これがない限り何の役にも立たないというふうなことであり得ると思います。NHKのニュース番組「おはよう日本」で、ことしの3月19日に「ヘリ、出動できず、いったい何が」と銘打った特集が組

まれました。全国から岩手花巻空港に18台もの防災ヘリが集まりましたが、要救護者の情報がないために手持ち無沙汰状態だったといいます。こうした事態を防ぐために、地区ごとに情報収集のヘリを割り当てたりすることなど、今、さまざまな工夫がそれぞれの自治体で始まっています。こうしたことから考えても、和歌山県の沿岸住民が期待するように、大規模災害時に孤立したりけがをしても、オスプレイが沖縄からすぐに飛んできて助けてくれるというようなことは夢物語に過ぎないのではないのでしょうか。東日本大震災でも米軍のトモダチ作戦はありました。しかし、ヘリによる人命救助の主役は防災ヘリであり、警察や海上保安庁、自衛隊が主役でありました。1機100億円といわれるオスプレイを17機も購入しようという自衛隊の予算、こうしたものがあるなら防災ヘリの充実や広域災害に対応できるシステムづくりを最優先にする政治こそが求められる、このように思うわけであります。2月議会でも申し上げましたけれども、防災というなら自衛隊や米軍頼みでなく、日ごろからの消防力の充実、これを図っていくことが大切だと考えます。

さて、消防や防災関係予算の推移はどうなっているのでしょうか。平成24年度の消防庁、消防庁のみでありますけれども、この予算を見ますと280億円弱であります。そのうち東日本の復旧に充てる分が148億円、消防予算、消防庁の予算ですが、そのものは従来から130億円前後で変わりません。オスプレイ1.5台分もない。こんなことでいいのでしょうか。この分野の充実が必要だと思いませんか。

さて、6月1日から11日までの南海レスキュー26では、3日と4日に白浜空港を利用した自衛隊の訓練が実施されました。これ、全体的な自衛隊の防災訓練となつてあるわけなんですけれども、この部分、今回の訓練について、事前にどれだけの情報が町に寄せられたのか、知らされておったのか。事前に訓練の詳細を住民に知らすべきであると思いますが、町はどのような対応をしましたか。また、住民からの苦情はありませんでしたか。安全性の確保や生活環境への影響などについて問題点があれば、自衛隊に改善の要望などを行いましたか。自衛隊の防災計画の作成で、自治体に事前に打ち合わせや調整がこれまでありましたか。もしないとすれば本末転倒だと思いませんか。どうでしょうか。白浜町長は災害対策本部の責任者、知らされていないなら実際の災害のときの対応、ほんまにできるのでしょうか。このことについてお尋ねしたいと思えます。

最後に、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」に関連してお伺いいたします。

ユネスコの世界遺産委員会は、今年の6月、「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」、この名称で我が国17番目の世界遺産として富士山を登録しました。また、ことし4月、「富岡製糸場と絹産業群」、これがユネスコの諮問機関から世界遺産として高い評価で登録を勧告をされたことが文化庁から明らかにされ、間もなく我が国の世界遺産が1つふえることが確実視されています。5月のゴールデンウィークには富岡製糸場へ過去最多の観光客が訪れたと報じられましたが、地域経済に与える影響を考えると、世界遺産効果を軽視できないといっても過言ではありません。翻って我が世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」は、ことし登録10周年の節目を迎え、これから秋にかけて、官民挙げて、多くの記念イベントが行われようとしております。私はこれらのイベントに期待する県民の気持ちを共有する1人としてささやかな提案をして、当局のお考えを伺いたいと、このように思います。登録参詣道約300キロのうち、草堂寺の富田坂入り口はパンフレットの表紙にまで採用されるぐらいのビューポイントでありながら10年前の登録から漏れておりましたが、平成28年に追加登録の申請

がされる予定だと聞き及んでおります。未登録区間、約300キロありますけれども、大辺路ではすさみ町の夕オの峠、那智勝浦町の浦上峠など、かなりの峠道が世界遺産の前提である国史跡指定を受けるべく作業が進められています。関連文化財としては、田辺の闘鶏神社や串本の無量寺、成就寺が含まれて、まさに熊野地方が1000年余をかけて育んできた精神性を国の内外に大きく発信しようとしているのであります。

さて、大辺路富田坂は、現在、七曲りから安居の辻松峠までが登録遺産になっています。この七曲りの登り口一帯を地元では通称「大ザレ」とこのように言っていますけれども、この付近、紆余曲折を経て、現在は一般社団法人芝生組が富田共有財産組合との間で70年間の地上権が設定された山林であります。この自然と人間の共同作品である文化的景観として古道を歩く人々に提供しております。ところが、この70年の地上権がついた19筆の約15町歩、中でも登り口周辺の4筆約7町歩は残すところ4年で契約期間が満了になります。地元のみならず古道を訪れる人たちにとってかけがえのない文化的景観、成木を伐採することによって喪失の危機につながることに危惧を覚えるものであります。私としては那智の大門坂に見られるような大木に育つよう、この際、抜本的対策として、白浜町において買い取った上で、仮称里山景観保全条例を制定するなど、必要な保全対策を行ってはどうかと思うのであります。この箇所については、バブル経済の最中ゴルフ場計画があり、もとの地役権者が計画業者に売却、その後、一般社団法人芝生組に地上権が引き継がれたといういきさつがあります。

町内での残る登録地点といえば仏坂であります。この坂は、日置川を渡し船で渡った後、丸太階段や左右のつづら折りを尾根に出れば桂松跡など、変化に満ちた古道です。富田坂、長井坂なども茶屋跡がありますけれども、この仏坂にも昭和初期まであったことが報告されています。ただ、残念なのは、本来の古道1町ほどは通行できず迂回路を利用せざるを得ない現状であります。聞くところによれば、今後の見直しによって今の状態から後退する可能性のほうが大きい、このように危惧されています。他の地域では追加指定に期待がかかっているのに、非常に残念と言うほかありません。富田坂においてこの轍を踏むことはないと思っておりますが、登録の目的と意義である次の時代に引き継ぐ、遺産の管理保全に万全を期するために提案をしたい、このように考えます。

さきの議会で、古道にトイレをと提案し、ご理解をいただいたところです。本宮町の花として地域住民挙げて保護しているササユリ、このササユリが最近富田坂でも見つかり、徳川家の家紋とされるカンアオイの群生も見られるそうであります。江戸末期の歌人で考古学者の熊代繁里が熊野日記で歌ったチョウかもしれないアサギマダラは、世界遺産登録の前年、安居の辻松峠では群れていたとも聞いています。このチョウは渡りをすることで世界的にも有名であります。これ専門のおっかけもおられます。木立の間から聞こえるウグイスの鳴き声もこれから夏にかけて次第に上達して、旅人の疲れが癒されるに違いありません。田辺市長がスペインへ巡礼道の交流に行かれ、中辺路を大きく発信しようとしておりますけれども、大辺路も決して劣るものではない、このことを確信をしまして、提案、質問いたします。

1回の質問です。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

## ○番 外（町 長）

おはようございます。廣畑議員から多岐にわたりましてご質問をいただきましたので、順次、私のほうから。

まず、1点目の各種健診事業についてのご質問からお答えをしたいと思います。人間ドック事業につきましては、20歳以上の国民健康保険被保険者また後期高齢者医療保険の被保険者を対象に、被保険者の健康づくり意識の高揚、生活習慣病の予防、及び健康の保持増進に寄与することを目的に実施しており、町としましても疾病の早期発見・予防に努めることにより、町民の健康増進に寄与できるよう努めてきたところであります。受付方法や医療機関の選定など今後の取り組みにつきましては住民保健課長が後ほど答弁させていただきます。

続きまして、私のほうからは、国土交通省用地内ののり面点検用通路の緊急時使用について国交省と協定を進めるとのことでご質問いただきましたので、防災についてのご質問にお答えさせていただきます。

特に議員からは小倉山への避難についてのご質問をいただきました。まず、国交省用地内ののり面点検用通路の緊急時使用につきましては、現在も工事関係用の道路として使用をしていることがございます。現在、国交省と調整中ではありますが、緊急時や小学校の避難訓練及び地区での避難訓練時には、北側あるいは南側のどちらでも使用できるようにしております。事業完了時までには、さまざまな観点から調整を整え、最終的な方向性を出したいと考えています。

その後ご提案をいただきました、富田川方向から小倉山、妙見山への登り口の整備も必要かということでございます。地権者、区などとの協議や調整はどのようになっているかというふうなご質問でございました。

富田小学校プールの北側にあるフェンスを取り除いて小倉山に直に避難できるようにとのご提案でございますが、そのような要望は地元区からもあるということは私も承知しております。地元等から具体的な要望があった場合は、町といたしましては防災対策事業費補助金によりまして支援をさせていただくことにしております。

富田川方向から小倉山への登り口の整備についてでございますが、国交省が施工しましたのり面点検用通路へ接続方法として何案か検討をしております。その中で必要な用地部につきましては地権者へ説明をしております。今後も必要な協議等調整を実施してまいりたいと考えています。

続きまして、被災者支援に関する取り組みについてのご質問をいただきました。被災者の支援につきましては、白浜町地域防災計画における罹災者救助保護計画におきまして、事案別に計画を作成しております。ご質問のありました生活再建につきましては、被災者生活再建支援法の適用計画により支援金の支給事務等について定めております。また、生業再建につきましては災害復旧資金計画によりあらゆる融資制度の活用を図るべくその方針等について定めており、家屋再建につきましては住宅宅地対策計画により応急仮設住宅及び災害公営住宅の建設、並びに災害復興住宅建設補修資金の貸し付け等の手続等について定めているところであります。今後は災害時における被災者の支援に関する業務の円滑な実施のため必要な体制の整備を進めていきたいと考えております。

続きまして、危険地域となった集落の高台移転についてのご質問をいただきました。この危険地域となった集落の高台移転につきましては、まだ町内におきましては議論されている

ものではありません。ご承知のように、現在和歌山県が新想定に基づく津波避難困難地域の設定作業を行っています。この津波避難困難地域の解消に係る対策につきましては、和歌山県と白浜町が主体となって取り組むこととなっております。高台移転につきましては、避難ビルの指定、避難路、避難階段の整備、津波避難タワー等の対策とともに検討されるべきものと考えております。大変これは難しい、全国の自治体の、特に南海トラフ巨大地震等の被災の可能性のある地域につきましては大きな課題というふうに私自身は認識をしております。いずれにしましても、対策に当たりましては、それぞれの地域の地理的条件に応じた対策が必要になってまいりますので、この対策を講じる必要がございます。検討の際には住民の皆様協議をさせていただき、十分に議論を尽くしていきたいというふうに考えております。

続きまして、防災訓練によるオスプレイの参加につきましてのご質問でございます。和歌山県が主催する平成26年度津波災害対応実践訓練へのオスプレイの参加についてのご質問をいただきました。

オスプレイの訓練参加につきましては、和歌山県から、「本年度実施する実践訓練では持つ資源を最大限活用し助けていただく必要から、在日米軍も参加いただくことになっている。今回の訓練に高い機動力と航続距離、空輸能力が大変評価されているMV-22すなわちオスプレイが参加することは、和歌山県がどうしても直面せざるを得ない南海トラフの地震と津波から県民の命を守るため極めて有用であると考えている。そして、南海トラフ地震等の大災害では被災地が広範囲に及ぶことが想定され、自衛隊や被災を免れた県外の自治体等の支援が各地に分散することが懸念されますので、できるだけ多くの方面の協力を得て、持つ資源を最大限活用して、県民の命と財産を守るためには在日米軍の協力を得ることは極めて有用なものと考えます」との説明を受けているところでございます。

町としましては、オスプレイの訓練参加につきましては疑問視する町民の方々もおられますので、住民への丁寧な説明が不可欠であると、必要であると認識をしています。住民の皆様詳細な情報を開示し、丁寧な説明を行うべく、今後も和歌山県と十分に協議を重ねていきたいと考えています。

オスプレイの安全性につきましては、先般の長野議員からのご質問への回答と少し重複はいたしますが、「オスプレイの安全性につきましては高い機動力、航続距離、空輸能力を生かすことで早急な救助救援が可能であり、その安全性につきましては機能の追加や再設計など事故原因への対策を行い技術的な問題点はクリアされており、その結果米国政府は全ての信頼性及び安全性基準を満たすものと判断し、2005年9月に量産を承認している。米軍全軍種で見た事故率におきましても、オスプレイは米軍運用航空機の中でも低い事故率の部類に入っている」との説明を受けているところであります。ただし、その安全性にやはり不安を持たれている住民の方々がおられるかと思っておりますので、先ほどの件とあわせ、住民の皆様十分に説明と情報開示を行うべく、和歌山県と十分に協議を今後も重ねていきたいと考えております。

次に、オスプレイを使用した訓練の内容についてであります。和歌山県からは訓練内容の詳細についてはいまだ未定とのこと説明を受けていないのが現状でございます。情報では、7月ぐらいをめどに和歌山県から一定の概略が示されるというふうにはお聞きしておりますけれども、しかしながら、この大規模災害に備え地元自治体として防災訓練に協力するのは、私は当然のことだと考えております。今後、訓練の内容が決まり次第、和歌山県と協

議をさせていただき、住民の皆様への不安、そういった心配が払拭されるよう、住民の皆様への周知に努めご理解をいただけるように努めてまいります。

次に、陸上自衛隊中部方面隊が実施しました南海レスキュー26についてのご質問をいただきました。今回の南海レスキューにつきましては、自衛隊統合防災演習の一環として位置づけられておりました。南海トラフ地震対処時の実効性の向上を図ることを目的に、傷病者の搬送や救護等の訓練が行われました。

今回の訓練に係る自衛隊からの事前の情報につきましては、5月の初旬に自衛隊の担当者が来庁され、日程等の概要につきまして説明を受けたところであります。しかしながら、当日の詳細な訓練内容やタイムスケジュール、航空機の飛行ルートについては把握できていなかったのが現状であります。

訓練の周知につきましては町から空港近隣の自治会にお伝えしたところでございますが、一部周知できていなかった自治会がございました。住民の方々からは、災害時における自衛隊による活動の重要性を鑑み、特定の地域に限定せず広く住民に知らせるべきとのご意見・ご指摘もいただきました。町としまして出せる情報を出すのは当然のことです。必要な情報はこれからも適宜出してまいりたいと考えています。

今後は、自衛隊との連携を密にすることはもとより、できる限り住民の皆様へ周知できるよう努めてまいりたいと考えています。災害対策本部の責任者として大規模災害の際には対応してまいりたいと考えます。やはりそのためにも、日ごろの取り組み、事前の訓練等が必要かと思えます。

町からの要望、事前打ち合わせにつきましては後ほど総務課長から答弁をさせていただきます。

○議 長  
番外 教育長 鈴木君（登壇）

○番 外（教育長）

次に、世界遺産に関連したご質問でございますけれども、議員ご質問の芝生組が地上権を設定しております山林につきましては、一部熊野古道のバッファゾーン、いわゆる世界遺産緩衝地帯が含まれております。熊野古道のバッファゾーン、世界遺産地帯から50メートルの範囲におきましては、町が制定しました熊野古道大辺路富田坂及び仏坂周辺の文化的景観の保護に関する条例の適用範囲に当たりますので、同条例第6条行為の制限により、立木竹を伐採することに関しましては、あらかじめ許可申請をし、町長の許可を得る必要がございます。また、第6条が適用される規模は、同条例の施行規則第3条により、伐採する面積が100平米を超える場合と規定しており、同施行規則第5条の規定により許可されるためには必要最小限の伐採であるとしております。そのほか和歌山県景観条例の適用範囲にもなっており、あわせて和歌山県景観計画の特定景観形成地域にも指定されております。

なお、芝生組の地上権設定につきましては、昨年10月に70年から80年に契約期間の変更があったところでございます。

以上でございます。

○議 長  
番外 住民保健課長 三栖君（登壇）

○番 外（住民保健課長）

人間ドックの申し込み手続等についてご質問をいただきました。受付方法につきましては、議員ご質問のとおり、今年度より、はまゆう病院の人間ドックの受診手続が複雑になったとの意見をいただいているところです。町に対しても町民から同様の意見をいただいております。町としましては、人間ドックの助成事業をより適切な形で実施するため所要の変更を行ったところですが、白浜はまゆう病院と協議を行い、住民の方の利便性を高めるために、できるだけ柔軟な方法に変更できるよう取り組んでいるところでございます。

続きまして、受診機関についてのご質問をいただきました。受診できる医療機関の選定についてですが、平成24年度までは白浜はまゆう病院のみで人間ドックを実施していましたが、この間他の医療機関でも受診したいとの住民の意見が多数いただいているところでございます。そこで、住民の方から助成希望があった医療機関に全額実費で受診されている数を調査したところ、受診がありましたので、平成25年度から1医療機関、平成26年6月からさらに1医療機関の受け入れを委託しました。今後、被保険者から医療機関拡大の希望があった場合には、医療機関に受診受け入れ体制を整えば田辺西牟婁圏内で助成の方法も含めて検討していきたいと考えてございます。人間ドック受診者は近年500人前後おられ、個別・集団健診ともに多くの方に受診していただいております。受診できる医療機関の選択肢をふやすことでさらに受診率向上に努め住民の健康増進のため取り組んでまいりたいと考えております。

引き続きまして、巡回による結核・肺がん検診についてのご質問をいただきました。当町では合併以前より旧白浜町、旧日置川町の両町において巡回検診を実施してきております。合併後も引き続き継続してまいりました。そんな折、山口県下関市において、胸部巡回検診を実施していたところ、市民より医師がいないのは法律違反ではないかとの指摘があり、市が県を通じて国に問い合わせしたところ、現場に医師がいないのは違法だとの回答があったとのことでした。これは診療放射線技師法第26条がもととされており、下関市はやむなく巡回検診を中止する決断に至りました。そのことを受けまして、当町でも健診業者をまじえ検討を行いました。毎回の巡回検診での医師の確保は極めて困難であること、医師派遣に対する経費の増加などにより、やむなく巡回検診を中止することとし、そのかわりといたしまして、これまで行っていなかった町内各集会所等で実施しております集団健診において胸部検診を導入し、また、個別健診として、町内及び近隣町8医療機関での胸部検診が受診できる体制をとってございます。しかし、現在、診療放射線技師法第26条において医師の立ち会いを不要とする改正の動きも出てきてございます。今後もその動向に注視するとともに、今年度の受診状況等も踏まえ、胸部検診のあり方について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

番外 建設課長 笠中君（登壇）

○番 外（建設課長）

廣畑議員からフラワーライン線の信号機設置についてご質問をいただきました。フラワーライン本線での信号機設置につきましては、現在、県と警察のほうで交差点協議が行われております。県独自が信号機設置を決定するのではなく、警察との協議が必要となります。県からは、現在協議中であるので設置箇所は何か所になるか決定していない状況であると聞いて

ております。町の考えとしましては、まず、議員提言どおり、中地区の観音道、才野道、また才野ランプ、フラワーライン線終点の白浜空港側の交差点に信号機が必要であると考えております。町としましては、児童・生徒、また住民の皆様の安心・安全な道路網整備の一環として信号機の必要な箇所につきましては県に再度要望書を出したいと考えておりますので、ご理解よろしく申し上げます。

続きまして、栄地区避難場所の整備と避難道の整備ということで、山道の拡幅についてご質問をいただきました。以前、県事業で栄地区特定利用斜面事業の中の一環として整備計画を進めておりましたが、諸事情で事業が中止となりました。再度、町単独事業計画を行い、道路を広げるだけでなく避難場所の整備や富田中学校から栄若者広場への連絡道も計画しましたが、財政上困難なことから事業には現在至っておりません。議員が提言いただきましたとおり、必要性は十分認識しておるところでございます。

次に、富田中学校線完成に伴い、路側擁壁、返り擁壁などが邪魔になり小山地区の方々がスムーズに初期避難場所に行けない、何か対策を、とのご質問をいただきました。新しい道路が壁になって新道に上がれない箇所につきましては、現道があった2カ所に階段やスロープの設置を行います。1カ所は工事発注済みで、もう1カ所は用地買収の手続に入っており、事務処理が完了後速やかに工事着手したいと考えております。また、新町道から裏山の初期避難場所への階段につきましては、地域の方々と相談して2カ所設置いたします。現在2カ所とも工事発注済みですので、ご理解よろしく申し上げます。

○議 長

番外 総務課長 田井君（登壇）

○番 外（総務課長）

大規模な災害が発生した場合の体制についてのご質問をいただきました。

国、和歌山県、町においてそれぞれ災害対応の体制が計画されており、国においては、東南海・南海地震応急対策活動要領に基づく具体的な活動内容に係る計画が中央防災会議において申し合わせとして定められています。計画には、救助活動、消火活動等、医療活動、非被災都道府県からの救護班派遣、物資調達、輸送活動等についての活動計画が具体的に記され、例えば活動拠点の候補地として、白浜町では旧南紀白浜空港跡地、栄地区の若者広場、日置川の白浜町テニスコートが予定されています。

また、和歌山県においては、県の地域防災計画における消防計画に大災害等で必要のある場合、または被災市町村により要請のある場合は非常事態における県の措置として、関係法令の規定によって応援出動を命じるなど必要な措置を設けることや、非常事態の場合における県の措置として、県内の消防力をもっても被災地の災害防御に対処できない場合には消防組織法第44条の規定により緊急消防援助隊または大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領に基づくほかの都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請することを定めています。また、広域防災体制の計画に広域的な対応が必要とされる大規模広域災害が発生した場合に備え、平常時から広域的な視点に立った防災体制の整備を図ることとし、関西広域連合が策定する関西防災・減災プランと整合性を図りながら、関西広域連合や他府県等からの応援を円滑に受け入れるための体制を整備することを定めています。

白浜町におきましては、白浜町地域防災計画において、自衛隊派遣要請等の計画、県防災

ヘリコプター活用計画また相互応援計画を定めており、相互応援計画においては、災害が発生し町単独では十分に被災者の救援等の応急処置が実施できない場合に他の市町村に応援を要請するため、和歌山県下消防広域相互応援協定や水道災害相互応援対策要綱に基づく協定を定め、相互応援に努めるものとしています。大規模な災害が発生したときに、町として今申し上げたそれぞれの防災計画の運用が円滑に実施されるよう、業務内容を十分に精査、把握し必要な体制の整備に努めていきたいと考えています。

続きまして、南海レスキュー26の訓練に当たり、安全性の確保や生活環境への影響などについて自衛隊に改善の要望をしたかのご質問をいただきました。今回の訓練につきましては、夜間や早朝の実動はなく、また訓練場所が空港付近であり交通渋滞等も考えられませんので、特に要望等はしておりません。

次に、自衛隊の防災計画について事前に町に打ち合せ等があるかとの質問でございますが、防衛省が作成する防災業務計画の内容について町が意見をすることはございません。ただ、自衛隊による個別の訓練の実施に当たっては、地元への通知等について協議を行っているところでございます。

次に、災害時における対応についてのご質問ですが、町内に災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、町は白浜町災害対策本部を設置し、災害対応に当たることとなります。自衛隊の災害派遣につきましては、白浜町地域防災計画において自衛隊派遣要請等の計画を定めており、住民の生命または財産を保護するために必要なときは和歌山県知事に自衛隊の派遣を要請することとしています。派遣された部隊は関係機関と綿密な連絡を保って相互に協力し、救命・救助を初めとする種々の活動を行うこととなっています。議員ご指摘のとおり、有事の際には自衛隊を含めた防災機関と十分に連携し、災害対応活動を実施したいと考えてございます。

○議 長

番外 消防長 古川君（登壇）

○番 外（消防長）

消防予算の推移と充実についてご質問をいただきました。白浜町消防本部消防予算の推移につきましては、平成24年度、7億4,440万3,000円、平成25年度は7億7,569万9,000円、平成26年度にあつては12億4,130万1,000円であり、平成24年度と平成25年度を比較しますと3,129万6,000円の増額、平成25年と平成26年を比較しますと4億6,560万2,000円の増額となっています。年度、年度におけるニーズに応じた予算措置をしていただいているところです。

白浜町消防本部消防力の充実につきましては、今定例会の町長の説明要旨にもありましたが、現場を預かる者としましても、消防力については複雑多様化する災害に備え、計画的に整備を図っていく、また今後予想される大地震等の災害に備え、さらなる消防力の充実に努めなければならないと認識をしているところでございます。

○議 長

答弁漏れはございませんか。

当局の答弁が終わりました。再質問があれば許可します。

あと、質問は17分でございますので、時間配分をよろしく願います。

10番 廣畑君（登壇）

## ○10 番

まず、健診の事業につきまして、課長からもるるありましたけれども、法律の問題などありますけれども、レントゲン車でのがん検診につきましては、昨年並みの協議をしながら、国にも要望しながら、やはり必要であると。1,300人余りの方が家の近くで健診が受けられるということはこのことはどの市町村でも大切なことだと思いますので、ぜひ健診率の向上などについても国へも要望をどんどんしていただきたいなというふうに思います。

それから、受診機関、医療機関についても前向きな答弁がございましたので、そうした住民の要望に沿って便宜を図っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。そういうことです。

それから、ようけあり過ぎますのですけれども、富田小学校裏の避難道、小倉山、プールの裏のフェンスを取り外してきちんと整備をできななかというふうなことですけれども、町の避難道などの予算、それぞれの地域で上限が30万程度ですか、それで地域で舗装せよということではなしに、やはり行政が子供たちを守るというふうなことで取り組んでいただきたいなと。町がきちんと舗装していく、お金を出して、未来の子供たちの命を守っていく、そういうことが必要であると思いますし、以前2月に私が質問したときは教育委員会への答弁ということでは予定はしておらななだので、ほんまはしてほしかったんですけれども、児童・生徒、富田中学校の避難道、このことにつきましても、教育委員会としてどのように子供たちを、できるだけ速やかに高台へ、高台へ、高台、またその上の高台、こうしたことが避難の鉄則だと思うんですけれども、そういう意味で、教育委員会、町にも要求をして、そうした避難道を、整備を、町が、教育委員会が整備をしていく、こういう姿勢はないんでしょうか。そのことをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、熊野古道の富田坂の問題です。70年から80年に、あと10年、十数年ですかトータル、まだ延びましたよ、そういう契約ですよということであります。どんどん延長はされるかもわかりませんが、熊野古道の遺産を残していくというふうなこと、先ほどの答弁の中で50メートルの部分については網がかかってあるんだよというふうなことなんですけれども、全体として保存をしていくというふうなことがやっぱり必要であるんちがうかなというふうに思います。しかし、延長されても、双方の了解があれば解約をできる、そういうふうになってあると思うんですけれども、もとの地役権者がもう余り存命されておられないという中で、境界は年々わからんようになってくるというのが実態だと思うんです。そういうふうなことからも、今、そうしたことが、境界線が確認できる方が存命されているときにこそ、きちんとしていくことがええんじゃないかというふうに思います。それで、この買い取りの原資、もちろんお金がないと言えばそれまでなんですけれども、以前、共有財産組合の所有地を高速が通るために売却をしたことがあります。それが幾らか町にも入っておりますので、こうした山から上がったものをこうした保全に、将来の私どもの子孫が守っていくために、これは日本の資産ではなしに世界遺産でありますので、世界の遺産でありますので、私ども地元の町としてほんまにきちんと残しておく、このことが必要であるんちがうかなというふうに思います。伊勢路などでは、ペンキで塗られたり、所有者がここは自分の立木だというふうなことでペンキで印をつけていくというふうなこともございました。ほんまにお客様をお迎える熊野古道富田坂、やっぱりそういう観点から景観を保全するということが積極的に必要ではないんかなとそのように思います。いろんな里山を野放図に、

里山が浸食されていく、例えば竹を我々がもう使わんとそのままにしておいたらタケノコが出たり、イノシシが来て掘り起こして、いろんなことがあります。だから、そうした里山の保全なども住民の手をかりながらこれからも続けていく、そのことにも力を入れていくというふうなことで、町として住民にも、それから世界に向かってもしっかりと保全をしていただきたいというふうに思いますが、このことについて、町長、教育長の見解をお尋ね、この点についても再質問いたします。

それから、防災訓練。この間の自衛隊の訓練については、限定的だったから苦情もあんまりなかったよというふうなことだったように思いますし、ただ、周知については一部町内会抜けてあったところもありますよという町長の答弁でありましたけれども。それと、米軍のオスプレイの参加については、どうもやはり私も納得がいかない部分であります。やはり軍事訓練をしゃんのちがうかなという、そういう危惧もあります。この間、今年の8月でありますけれども、横須賀基地で米軍の実態ですけれども、重機との触れ合いというのかなんというのかそれはわかりませんが、基地を公開して一般からどんどん受け入れた、そういうふうなことをするわけですね。そこで、米軍基地の、重火器との触れ合いか何か知りませんが、子供たちや一般の人に自動小銃であるとか狙撃銃を持たせて狙わせたということがあるわけです。これ、アメリカ軍、やっておるんですね。基地だから治外法権かもわかりませんが、子供たちに銃で狙わせる、そういうまねごとをさせる、異常としか思えません。そうした感触をずっと持ち続けてどういうふうな人間に育っていくのか、日本国民として、何しやんなど、アメリカ軍ええかげんにせよ、こういう思いでいっぱいあります。銃刀法違反ですよ、日本だったら。罪に問えるんです。治外法権だからその辺はどうなるかわかりませんが、そういう治外法権の基地が日本には100余つありますし、沖縄にはそれが集中しておると。現実であります。オスプレイ、この飛行機、ヘリコプターですか、これはやはり軍事のもので、開発されたものです。もちろん軍事から転用される場合もあるわけなんですけれども、イラクやアフガンではこれを戦闘に参加することができなんだ、ようせなんだんです、アメリカ軍。なぜな。事故が多いからです。そういう代物なんです。これは、アメリカ軍の、操縦した研究者がそういうふうなことをアメリカの議会で証言しております。戦闘に使えんほど安全性がない。ふらふらする、落ちる。こういうオスプレイ、この白浜へ、訓練といえども持ってきて飛行させる。そのことがいかに危険か。これ、もし落ちた場合、事故が起こった場合、アメリカ軍はやってきて封鎖をして、日本の警察権が導入できない。町長、被害に遭うたら、町の最高責任者としてどのように対応されますか。このことを第2の質問としたいと思います。

この点についてお答えいただきたいと思います。

○議 長

再質問に対する答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

最初に、富田川の方面からの小倉山への整備あるいは今現在なされていることにつきましては、今、工事用の道路の部分につきましては国交省と協議をして、工事自体、整備自体はもう完了しておりますので、これからは町への移管ということに、予定になっております。現在、それを調整しておりますので、これから事業用地内での整備というの、これからどう

いうふうなことが考えられるのかということを検討中であります。町が、やはりこれから対策に当たりましては、先ほども申し上げましたように、地理的条件に応じた対策を講じる必要がありますので、やはり地元の富田区の皆様方と、小学校の先生方とも協議をしながら、今後、特に高齢者の方にとってはのり面の避難路というのは非常に危険でありますし問題だと私も認識をしておりますので、今後、地元の皆さんとしっかりと協議をして、どういう方向が、多分幾つかの案が出てくると思いますので、そのあたりをしっかりと協議してまいりたいと思います。

それから、熊野古道の大辺路富田坂につきましても、やはり今後は地域の特性を生かした景観の保全と、それからまたこの熊野古道の将来的な保存といいますか、このあたりで地域の皆様、特に今課題になっていることがございましたので、そこの入り口のところです、このあたりをしっかりとまた皆様と一緒に協議をして、できるだけうまくいくように解決をしていきたいと思っております。

最後に、オスプレイの和歌山県の予定しております10月訓練でございますけれども、私どももまだまだ情報は入手しているわけではございません。今後、特に県のほうからの具体的な情報を待って、それで、今現在予定しております自治体としましては田辺市と串本町さんもございますので、和歌山県が具体的にどのような訓練をしていくのかということで、これから私としましてはもっともっと安全面のことにつきましてはいろいろな危惧がございますので、そこはしっかりと皆様方に情報を開示しながら、今後、慎重に、しかも丁寧に説明をさせていただけるように、そういった場をできるだけ広報等を通じて行いたいと思っておりますので、責任を持って最終的な安全面の担保がなければなかなか皆様方のご理解がいただけないというふうには思っておりますので、逐次これからも取り組んでまいりたいと思えます。

以上でございます。

**○議 長**

教育長からありませんか。もうあと1分で、簡潔に、あつたらお願いをいたしたい。

番外 教育次長 寺脇君

**○番 外（教育次長）**

廣畑議員から学校付近の避難路を教育委員会が整備してはどうかというご質問をいただきました。教育委員会といたしましては、これまで教育委員会として避難路を整備したという実績は、今のところ全くございません。また、予算の伴うものでございますので、今後、町当局とも協議してこういう方針を出していく案件だと考えておりますので、よろしく願いいたします。ご理解よろしく願いいたします。

**○議 長**

時間がまいりました。

当局の答弁が終わりました。

10番 廣畑君（登壇）

**○10 番**

なかなか多岐にわたってですので、十分なことも、質問もできなかったように思いますし、今後もまた取り上げていきたいなと思います。

これで質問を終わります。

○議 長

以上をもって、廣畑君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 11 時 02 分 再開 11 時 09 分)

○議 長

再開します。

9 番 西尾君の一般質問を許可します。西尾君の質問は総括形式です。

9 番 西尾君 (登壇)

○9 番

それでは、最後となりますけれども、ただいまから質問をさせていただきます。久々に登壇をさせていただき質問をする機会をいただきましたことに、まずもって感謝を申し上げます。昼食を控え、しばらくの間おつき合いをいただきたいと思います。

さて、この3月、白浜町議会議員の任期満了により実施されました選挙に出馬する機会をいただきました。おかげさまで住民の皆様のご支援とご協力を賜り、再び議会壇上へとお送りいただきました。振り返ればこの政治の世界に入り約30年の歳月が流れようとしております。引き続き皆様方から与えていただきましたこれまでの貴重な経験を糧に、まずは初心に返り、改めて白浜町の発展のために微力ではございますけれども、なお一層の努力を積み重ねてまいりたいと考えておりますので、ぜひとも職員の皆様初め同僚の議員の皆さんにはご指導いただきますように、改めてお願いを申し上げます。

このたびの質問は、関西電力殿山ダム発電所水利権の更新についてというタイトルでお尋ねをさせていただきます。既に通告をさせていただいておりますが、当局のご見解を示していただきますよう、お願いを申し上げます。

さて、来月7月31日をもって殿山ダム水利権の2回目の更新が30年ぶりに行われようとしております。当然これまで一定の議論はなされ、かつ今定例会でも日置川関係の議員さんそれぞれがその立場で質問が行われました。更新期限及びその将来にわたる安全性、そしてまたダムについての信頼感等々を含め、その期限1カ月に控える中で、今、就任されている井瀬町長のこの問題に取り組む姿勢というものをまずは最初にお聞かせいただければありがたいと思います。

さて、質問するに当たり、旧日置川町の時代に出版された「日置川町史第3巻日置川災害編」、これでございますけれども、参考にさせていただくとともに、多くの住民の皆様方の思いも含め質問をいたしたく思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

日置川の住民は、水害といえば昭和33年の大水害を思い起こします。それは殿山ダムが運用を開始した1年後に当地域を襲った台風17号がもたらした大雨による未曾有の大水害が発生したからであります。その台風による大被害の状況が災害編として町史に詳細に記載をされております。これら資料をかいま見るとき、改めて災害に立ち向かった諸先輩の勇氣ある行動に心から敬意を送りたく思います。

さて、殿山ダムは日本ではまだ施工例のなかったドーム型アーチ式コンクリートダムという当時では最新の形式として採用されました。建設に要するコンクリートの使用量が他の形式より削減可能となるそうですが、設計などはその分複雑であり、専門家の技術者たちも大変ご苦労されたようでございます。1955年に着工し、2年の歳月をかけて1957年に

竣工をいたしました。そのため、ダム建設により周辺の村役場や公共建築物や民家76戸が水没することになったそうでもあります。もちろん水没補償をめぐって交渉が難航し、昭和28年の着工は見送られ、和歌山県知事の仲裁にて昭和30年に着工、昭和32年に完成、同5月に運転を開始する運びとなります。ダム完成後も幾たびかの台風による集中豪雨に襲われ、そのうち何度か流域に水害をもたらしています。

特に、先ほど申し上げましたが、ダム完成後1年後の昭和33年8月25日、当地域を襲った台風17号は、御坊市と印南町の間付近に午後6時30分ごろ上陸し、高野山の近くを通り、奈良県に入った。そのため、24日から降雨が始まり、26日まで続いたのがあります。中心気圧が980ミリバール、ほぼ中型規模の台風だったと思われかもしれませんが、風速30メートル以上で北東に進んだため、降雨による河川はまれに見る大出水を来たと記載されております。とりわけ進路の東側に当たる日置川町の奥地には莫大な降雨量があり、下流一帯は大洪水となり、河川は至るところで氾濫、田畑を埋没させ、家屋は流出、とうとい人命までも奪われました。明治22年の大水害のほか大きな水害がなかった日置川でございましたが、翌日の26日には日置川町、27日にはすさみ町と大塔村に災害救助法が発令されるなど、国県挙げての復興に尽力をされております。

また、ダム放水の状況は、当日午前6時は貯水位23メートルを超え、オリフィス第1門を開き、午後1時ごろには一旦ダム水位が下がったが、その後急激に水位が上昇、そのため順次ゲートを開扉し、午後7時ごろには全開3,300トンに達しましたが、なおもダムへの流入量が激しく、結果的に午後7時30分ごろから午後8時30分ごろの約1時間程度、ダムの天端より溢流し、堤頂の機材を流出する事態が生じたとのこと。身震いするほどの状況が想像されますが、まさに必死のダム操作を行ったと思います。しかし、残念ながら、ダム操作の経験の浅さが適切なゲート操作に結びつかなかったかもしれません。おそらくその時点では4,000トンを超えるダムへの流入があったものと推察をすることがあります。

通報は午前5時30分、殿山ダム発電所から日置川町役場などに通報されましたけれども、午後3時ごろには一般公衆電話の途絶、その後関西電力の専用回線を通じ、17時現在1,300トン放流をしているとの通報がなされております。

一方、午前6時第1門を開放する旨の通報を受けた当時の日置川巡查部長が直ちに管轄の巡查駐在所に伝達をし、安居地区では午後2時ごろ安居橋で4メートルの増水があり、午後5時には危険水位を突破したので区民400名を避難させたそうでもあります。

当時の日置川町の助役は、町として関西電力側に水門を開く場合は必ず事前に連絡されたい旨を申し入れるとともに放送設備の設置を要求しているにもかかわらず、25日の最初の予報後、受理をしていますが、その後については何の予報もなく全水門を開放したためこの事態が発生したもので、これら補償の交渉を行うための科学的資料を集めていると語っております。

当時の小野知事も、28日、町役場で災害状況報告や復興への陳情を受け、関係者を激励、惨たんたる被害状況を視察され、全力を尽くし復興へ尽力すると語っております。

その際、当時の森田町長は次のように小野知事に陳情しております。「当町の被害は死者2名、負傷者120名、流出家屋19棟、半壊269戸、床上浸水256戸、床下浸水700戸、罹災者1,261世帯の5,716名、被害総額は10億5,004万円に達しています。

これら復旧に格段のご尽力をお願いいたします。また、9月の台風期を控え、速やかに護岸の復旧と奥地輸送のできるよう川丈道路の復旧と融資金等への借入、応急住宅の建設、ほとんど全部流出・浸水の製材工場についてもご高配を賜りたい。また、今次災害を一層大きくした原因の主たるものは、合川ダムの無警告と、操作の誤りと考えられる放水と思われるので、町としては、これら科学的な究明と関電への補償要求を強力に推進するが、これについても協力とあっせんを陳情いたします」と小野知事に陳情されております。

その後、無謀放水のダムの撤去と、災害に課題、農地、山林、産物、その他一切を災害以前の状態に完全復帰を要求するとともに、永久安住の地を保障せよと、被災住民のダムに対する怒りを結集していくのです。幾度かの関西電力との交渉にも誠意ある回答も得られず、交渉は難航に難航をきわめることとなります。昭和33年9月21日午前10時より日置小学校で開催された罹災者同盟決起大会では650人が参加をしております。来賓としては浜本、竹中、町田県議が出席をいただいております。そういう中、ダムの撤去や復旧と補償などの決議をしております。交渉に交渉を重ねる取り組みが何度も繰り返され、中には「ダム開放を合法的にやったと言うが下流はどんな被害を受けているのか。反対に、我々が自己の生命、財産を守るため、自衛以上の行為に出たときはその責任をとるのか。満水しておいて台風が来たから放水をした、合法的といえるのか」など、また、「異常降雨はわからなかった。3,000万トンの能力で1億1,000万トンの流れ込んだ雨ではどうにもならなかった」など、激しいやりとりの状況が記載され、深刻さがひしひしと伝わってまいります。「悲痛な叫びと行動も象の足にアリが1匹食いついたようで、交渉が難航している」との表現をしております。交渉が天災か人災かの争いへと推移をしていく、ダムへの流入水をめぐって、日置川本流、将軍川、前の川の3つの合流点の状況の把握なども踏まえ、下流の河川の状態を加味したゲート操作の必要性などの意見も見られます。また、「水利権は県が管理しているが、本当の水利権の所有者は日置川の住民であり、下流住民の生存権は県も政府も関電も無視できない」と当時の住民の主張も記載をされているところであります。

当時の町長、森田清一さんは、「ダムが建設されれば防災も兼ねるので、洪水の際にも水量の調整ができ水害等の憂いはほとんどなくなる」との電力会社の説明に、国策でもあり喜んで協力をした。しかし、5月に竣工し運営が開始されると、これまで聞いていたこととは雲泥の相違であった」と。「無警告での放流や、報知器の設置の申し入れも無視された」と発言をされたと、そういう記載であります。

結果的には4年3カ月ももめ、そういう日置川水害補償にも、昭和37年12月29日、3,000万の受け入れとダムの改造の約束にて解決をすることになっていきます。

未曾有の災害を契機に、ダムの安全性と関西電力の対応に大きな不信を持ちながらも、昭和59年には初めての水利権の更新時を迎え、改めて殿山ダムの安全性や操作のあり方など、当時の関係者は過去30年のダムに係る諸課題を検証しつつ、地域住民の声の反映をもとに、県当局初め関係機関と協議を重ねながらも一定の結論を見出す、悩み多き交渉を繰り返しました。

当時、私は1年生の新人議員としてその議論に参画をさせていただきました。あれから30年の年月が流れますが、今回2回目の更新を迎えるに当たり、当時、議会や委員会に配付された資料などを探す作業から進めながらも、残された数少ない資料に目を通し、当時の状況やそのやりとりを感慨深く思い出し、今、まさにこの場に立たせていただいております。

この際、ダムに対する町長の認識を深めていただくのはもちろんのごとく、過去の更新の経緯もよくご理解の上、さらに、次回の、20年後に来るであろう3度目の更新の際には、次世代に胸を張って残せる協議を行っていただきたく、強く期待をしております。もし、何かご感想でもあれば、ご所見を賜りたく思います。

また、住民説明会の開催も既に終わっておりますが、その全ての会合の席に林副町長が出席をいただいておりますが、もしご意見、ご感想などがございましたら、よろしく願いを申し上げます。

ただ、まことに残念なのは、町長みずからが出席をいただけていないことでもあります。住民の声を的確に反映するのが町長としての大きな責務ならば、まして数十年に一度の更新でございますから、住民の多様な意見を自分の耳で確かめることなくどれほどの理解ができるのか。ましてや、次回更新時には、あなたも私もこの立場でおられないかもしれません。今後は積極的に参加をいただき、住民の率直な声に耳を傾けていただきたく存じますがいかがですか。

また、既に同僚議員からもご指摘ございましたが、更新期限が来月の31日と迫っております。その期限内での締結はまずもって不可能と見るのがいかがか。水利権について住民が意見を言える数少ない機会ですので、ぜひ、慎重な取り扱いと、意見の集約については適切なまとめをしていただく。こういう機会が、なぜ、今日まで、その作業がおくれをとってきたのか、その原因についてお尋ねをいたします。

先ほど申し上げましたが、ダムの安全操作については、過去の運用から申し上げて、設置者から進んで取り組んできたことではなく、問題があるごとに下流域の住民が指摘をし、改善を迫られてきたことといっても過言ではないと思います。現在の操作規定も、過去の運用の経験を積み重ね、県や企業の努力もいただきながら、それをより効果的に操作に生かしてきたものです。したがって、更新を迎えるに当たり、現在の操作規定は万全を期しているか、お伺いをいたします。

一方、30年前の昭和59年9月29日、第2回の更新は、当時の宮本日置川町長から和歌山県知事へ意見具申を提出しております。その際には、関西電力和歌山支店長とも覚書を交わしているとのことですが、間違いございませんか。その覚書に基づいてこれまで誠意ある対策が図られてきたかどうか、ご意見があればお答えを願いたいと思います。

また、三十三災の災害時には、ダム関係の専門家などもその原因解明のために一定の協議も行っていたと思いますが、情報開示の浸透した今日ではなお一層慎重な議論の展開を求め、下流住民が納得するダム運用を図る必要があるものと思います。この際、ダムに関するさまざまな資料やデータに対し、公平で公正な解析と判断を提供していただけるような専門的な第三者機関等が必要と考えますがいかがでしょうか。

また、日置川流域の住民は昔から日置川の流れとともに生きてきました。時には自然の猛威を振るう脅威の川でありますけれども、一方住民にさまざまな恩恵と安らぎを与えてくれます。町名が示すとおり、まさに山紫水明の日置川は歴史が語るごとく、多くの人たちの生活の場として活用されてまいりました。しかし、60年前にその川を塞ぐ人工構造物ができて以来、人々は常にその恐怖の中で生活を行ってきたといっても過言ではないほどの思いを共有しております。また、遅々として進まぬ河川改修は日置川の氾濫に耐えられず、その上、6門のゲートを有するダム操作も加わり、昨今の異常気象はさらにその流れに複雑さを与え

ております。

そこで、お伺いをいたしますけれども、二級河川である日置川の積年の願いである河川改修について、県はどのような計画を示され町と協議をなされているのか、お伺いをいたします。

さらに、河川の安全性を高める上では、発電ダムとの因果関係の検証も必要ではないかと考えますが、ダムゲートの開扉を増すごとに今なお田畑や家屋、道路の冠水は免れません。殿山ダムの治水操作にはおのずと限界があるとするならば、必然的にも河川そのものの治水対策が求められるものではないか。町としてどのようなご認識を持ち合せているのか、ご答弁をお願い申し上げます。

災害には完璧な備えは無理だろう、日ごろ、住民のコミュニケーションが大事ということをお聞きいたしますが、まさにダム操作を行う関西電力、それを監督する和歌山県、住民の意見を反映する自治体、その相互の連携と信頼が地域の自主防災意識力を高めているのではないのでしょうか。まさに出水時期を迎えた今、その連携強化なくして自然災害に立ち向かうことは到底できないのではないか。気象という現代の技術をもってさえ解明できない自然現象に、私たちが日々生活の中での経験が大きく役立つことが多いのも現実です。昨今は予測もできないことも起こっております。まさに想定外といわれる事象であります。今後の対策としてあらゆる状況も視野に入れた対策も考慮しつつ、その対策に取り組む必要が出てまいります。情報についても、テレビなどのほうが先行するケースが多いと思われそうですが、情報のふくそうを避けるため、行政からの的確な情報により住民が適切な判断と統一した行動がとれる仕組みが必要かとも思いますがいかがでしょう。

さらに、ダム内の水位や河川内の水位の異常水位についても、日ごろからの啓発が大切と思います。誰が見ても判断できるよう、警戒水位や避難水位などの表示や警告方法など、一層の災害に強いまちづくりへと皆さんの英知を結集願いたいと存じます。

このたびの水利権の更新には、県当局のご理解と企業の努力、さらには行政と住民との信頼が大切であります。ダムが現実に存在する以上は、より安全でより安心なダムとの共存も一方で図らなければなりません。ダム更新時に当たり、現状の山積課題を一つ一つ丁寧に議論していただき、これまでの日置川の歴史的事実も勘案の上、誤りなきダム対策の取り組みを期待し、質問いたします。

最後に、政治とは情熱と判断力、この2つを駆使しながらかたい板に力を込めてじわじわと穴をくり貫く作業であるとも言われます。町の発展のためにさらなるご尽力を期待し、質問を閉じます。

#### ○議 長

西尾君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

#### ○番 外（町 長）

ただいま西尾議員から水利権更新に取り組む姿勢、考え方についてのご質問をいただきました。

町は水利権更新に向け、庁内検討委員会を中心に取り組んでおります。日置川地域4人の議員さんより共通して質問をいただいたことから最重要課題として受けとめております。

今後は、日置川流域の水利権関係団体を中心に殿山ダム水利権更新対策協議会を発足し、

地区懇談会でいただきましたご意見、ご要望を取りまとめていただき、水利権更新に向け、町が一丸となって取り組んでまいりたいと考えております。水利権更新の期限にとらわれることなく、じっくり慎重に時間をかけてまとめ、地元の皆様のご要望に応えられるよう、町としてしっかりと取り組んでまいります。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

また、西尾議員が述べられましたように、日置川地域では幾多の災害で被害をこうむっており不安と不信感を生み出していることなどから、日置川住民にとりましては水利権更新は重要な関心事であり重大な問題であると感じております。町といたしましては、下流の災害を防止または最小限にするため河川改修の要望や操作規定の見直し等を含め、常に県河川課及び関西電力と協議を重ねていく必要があると考えております。

大事なことは、いかに安心・安全な状況と環境を整えることができるか、県、関電さんから将来に向けての具体的な回答が得られるかにかかってくると思います。前向きな協議が行われ、住民の将来的な不安を少しでも取り除けるよう、町として最大限の努力を行っていきたいと考えています。今後も積極的に住民の声に耳を傾けてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議 長

番外 副町長 林君（登壇）

○番 外（副町長）

西尾議員から地区懇談会に出席した感想について答弁せよというふうにご質問いただきました。

庁内検討委員会の一員として、5月19日から6月4日にかけて7会場で開催いたしました地区懇談会に出席をいたしております。旧白浜町で60年余り生活をしている私にとりまして、日置川流域の皆さんの水利権更新に対する生の声をお聞きしまして、自身のダムに対する意識、認識の低さを痛感いたしました。今さらながら反省をしているところでございます。

来月末には30年ぶりの水利権更新期限を迎えます。ただいま町長もご答弁をいたしましたけども、地区懇談会で出されました多くのご意見、ご要望を町として真摯に受けとめ、近日中に発足されます対策協議会において一定のまとめを行っていただいた後、住民の皆さんの声が関係機関へ届けられるよう、鋭意努力をしてまいりたいというふうにご考えてございますので、今後ともご指導、ご協力をお願い申し上げます。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君（登壇）

○番 外（日置川事務所長）

ただいま西尾議員より水利権更新を迎える中で、期限までに提出は不可能ではないか、作業はおこなっているのではないか、体制は万全か、などのご質問をいただきました。

町としましては、水利権更新については日置川事務所で取り組んでおるところでございます。

昨年の9月に殿山ダム水利権更新に関する庁内検討委員会を設置しまして、県との協議、殿山ダムの視察また今後の進め方などを検討する中で、前回の更新では対策協議会の関係団体で意見を取りまとめ要望書を提出しておりましたが、今回は多くの住民の方々に水利権更新に対してのご意見、ご要望をお聞かせいただくため地区懇談会を開催し、現在、ご意見、

ご要望をまとめる作業を行っているところです。今後は殿山ダム水利権更新対策協議会を発足しまして、内容の精査、協議をしまいいり、要望書を作成していきたいと考えております。

また、日程的には議員ご指摘のとおり作業のおくれはありますが、住民の意見・要望を十分議論いただき、更新期限までに提出できない場合は県へ延期をお願いしていきたいと考えております。

また、庁内体制でございますが、各課を超えた庁内検討委員会を設置しまして取り組んでいるところでございます。

それと、操作規定は万全かということでございますが、県庁、関西電力が定期的に協議を行い一定の改善はされてきましたが、さらなる改善に向けて協議をしていく必要があると考えております。

次に、昭和59年の更新時に関西電力と交わしました覚書についてですが、これについては、間違いありません。覚書に基づきまして一定の解決は図られていますが、覚書に基づいての、その都度、協議の上、対応しておるところもでございます。

また、ダムの強度、耐震等の第三者機関での専門的な検証でございますが、これにつきましても、対策協議会で関西電力に資料を求めるなどしまして、第三者機関での検証も含めまして協議会で協議をお願いしたいと考えておるところでございます。

#### ○議長

番外 建設課長 笠中君（登壇）

#### ○番外（建設課長）

西尾議員から日置川河川改修の今後の見通しについてご質問いただきました。またほかの議員との答弁と重複するところがございますが、よろしく申し上げます。

日置川の整備基本計画は平成26年3月27日に日置川水系河川整備基本方針策定が完了しておりますので、平成26年度中には河川整備計画素案作成にかかり、検討が実施されます。今後の予定としましては、平成27年度で地元説明会、公聴会の開催を予定しております。それが終わり次第、近畿地方整備局との協議がされ、和歌山県河川整備部会で審議された後、近畿地方整備局長に同意申請を提出し、同意を受けた後、河川整備計画を策定し、事業化の運びとなります。各市町村とも河川改修、護岸補強等、要望が多々あり、西牟婁振興局も予算取りに苦労されているのが現状です。

町としましても県と連携をとり、日置川流域の住民の皆さんが安心して生活できる河川整備が早急にされるよう、再度県にも要望してまいりますので、ご理解よろしく申し上げます。

続きまして、治水効果を高める施策ということでご質問いただきました。

治水効果を高める施策とは、基本的には、河床を下げる、川幅を広げる、堤防をかさ上げる、の3要素がございます。現在、県事業として実施されていますが、田野井地区での河川改修と約4年間で2万立米の堆積土砂除去で約1億7,000万の事業費を行っております。また、宇津木地区、小川地区では平成24年、25年度で12万4,000立米の堆積土砂を除去し、工事費として約2億円投入していただいております。本年度は、現時点ですが、予定されているのが、堆積土砂除去としましては田野井地区で3,000立米、約2,500万円が予算化され、治水対策を実施しております。

また、白浜町の事業としまして治水効果を高めるため、ロケ谷地区で3カ年計画で河床整

備を実施しております。平成24年度は約3万4,000立米を採取し、平成25年度は約5万7,000立米、本年度は約5万2,000立米を採取し、ロケ谷の治水効果を高める河積断面の確保が完了となります。引き続き、安居地区での河床整備計画を行っておるところでございます。日置川での河川改修がなかなか進まない中、今後も河積断面確保をし、水害から住民の皆様の生命、財産を守るためにも町として取り組めるのが河床整備であると考えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

#### ○議 長

当局の答弁が終わりました。再質問があれば許可します。

9番 西尾君（登壇）

#### ○9 番

ご答弁いただきましてありがとうございます。課題はたくさんございます。ただ、交渉の期間がございません。非常に悩ましい時期を、7月31日に向けて、対応をされるということになります。

30年前には、1月から大体関係者の陳情を受けまして作業が始まっていくわけでありませす。にもかかわらず、7月31日には間に合いませんでした。そして、9月の末という形で、丸々1月から9月いっぱいようやく検証できたという状況であります。そのことを考えていきますと、当時、日置川町ということでございまして、川をよくご存じの方が議員さんにも何人かございまして、若いときにはこの三十三災を身をもって体験した、そういう議員さんもおられました。漁業の関係者あるいは地域での水防関係者、消防団。災害史を読みますと、流れる家に人が座りついていて、それを、若き、今でもご存命の方なんです、その方たちが川の中に飛び込み、屋根にすがりついている人を救助する。命をかけた、そういう救助というのをされておるんです。先ほど本文で紹介させていただきました安居での避難を誘導した当時の警察官は、400名の皆さんの避難誘導を図りながらも自分は川に流されます。命からがら、負傷しながらも川岸にたどり着くんです。そういうつらい、本当に悲しいといいますか、そういう思い、川たきに住む以上はそういう自然災害を覚悟で生きていかなければならないのは実態かもしれませんけれども、これほど土木工学が進み、そして法的整備も進み、そういう状況にありながらも、なおかつこの更新時に至っては、先ほど副町長からいただきましたように、改めてその意見の激しさといいますか、思いといいますか、それを彼は心に届いたという、それほどの思いで皆さんが言葉という手段を選んで切々と訴えておるのであります。我々がその住民の思いに何ができるか、どうすれば少しでも役に立つことができるか。行政の最も大事な仕事であります、住民の命を守る、何を放ってでもこの施策は、どういう形であろうと、最大の努力をいただかなければならないと思います。

今るるご答弁をいただきました。操作規定につきましては、さきにも予備警戒水位の標高109メートル、水位で7メートルというお話が、前日にもお話がございましたけれども、これは操作規定に明文化されておりません。操作規定、希望的といいますか、そういう水位の操作の位置づけなんです。ですから、一応操作規定の中で少しはコントロールできるような指導ができるような、要望ができるような、位置づけというのを私は改めて要求をしときたいと思います。

さらに、先ほどから「要望をまとめ、これから対策に生かしたい」ということでございませすけれども、要望というのを要望で届けられたら困るんです。要望を基本にして、交渉を行っ

ていただきたい。要望・希望を届けるんじゃないんです。徹底的に交渉する。お互いがこの地域の人のために何ができるか、企業もこの地域の皆さんにどういう形で対応すればいいんだろうか、県の皆さんも町も住民のために何ができるか、私は徹底的な交渉が必要だと思います。そういう意味で、要望をまとめるだけではなかなかこの問題については解決がいかないと、そのように認識をしております。

30年前にも本当に厳しいといえますか、そういう議論がなされました。川を知っている皆さんよりさまざまな角度からご意見をいただきまして、そして、やっとなら約9カ月以上の歳月をかけて落ちついていくわけでありまして。しかし、どうでしょう、そういう操作規定の思いも、平成2年でしたかね、台風19号が襲来の際には6門を開扉せざるを得ない状況に追い込まれます。私はそのとき町長の横にいました。開扉を求める関西電力、それを阻止する旧日置川町、町長、三倉重夫。「開けるな」「開けざるを得ないんだ」「開けたら日置川は野になる」「何とかならないのか」。その激しいやりとりの横に、私はおりました。気圧は940ヘクトパスカル、ちょうど気圧が最大に下がってるところです。しかし、ダム操作上は出さざるを得ない。開放しにかかります。ぐーっと上がってくんですね。4分上げた。4分上げるんです、4分。6門目の開扉は三十三災ではそのときが初めてなんです。6門を開けたら日置川町は水害から免れないというのは熟知しておりますから、それをなるべく避けてほしいというのが町長の、今だったら井澗さんの思いなんです。しかし、ダム管理者としては、ダムの安全性あるいは操作規定上は一定の法的に基づいていかざるを得ない、降った雨は出さざるを得ないというのが当時の見解でありまして、今もそうなんです、今も操作規定上は河川の流域のそれをうまくこなす、臨機応変にその操作をするというふうにはなっておりません。川下の水位あるいは状況については、操作運営上はできないんです。それを関西電力に求めても、企業としても無理です。それはなぜか。水利ダム、発電ダムだからです。そういう意味では、旧日置川町の時代から防災機能を加味したダムにやってほしいというのが従来の願いです。あれから60年です。

先ほど申し上げましたように、2回目の6門目のゲートの開扉が始まって4分たった時点で、ダムがめの水位が、これは奇跡です、雨がやんでくるんですね。ダムに入ってくる水が下がってくるんですよ。そして閉めるんです。合わせて約8分。これが近々の例。我々が、6門を、ゲートを開扉した体験なんです。

そのとき町はどういうような行動に出たか、ご存じですか。知りませんね。緊急避難命令を防災無線を使って全町民に発令します。避難しろ、とにかく逃げろ。こういうことだったんです。しかし、先ほど申し上げましたように、奇跡的にダム水位が下がってきたと。したがって、6門のゲートの全開はせずに済んだんです。

我々は、当時そのそばでおりながら、本当に胸をなでおろすといいですか、本当によかったと。企業も大変な努力なんですよ。決して関西電力が悪いと言いません。与えられた法律の中で精いっぱい努力やったんでしょう。しかし、我々としては開けないでくれという要望しかできない。そういうダムなんです。県営のダムじゃございませんのでね、知事さんが閉めろ、開けろというふうなそういう形になりませんので、お願いの世界に入っていたんです。許可を与えるということは、今度は、私たちは、開けてください、閉めてくださいというふうにご願いをせざるを得ないという関係が、印鑑を押した途端から始まるんです。ですから、操作を運営する関西電力とは信頼を持って、共存共栄という言葉がありますけれども、

ともに関西電力、そして県、そして我々、当然、もちろん町長さんですね、その信頼がなくしてこういった大きな課題について解決がすることができないんです。改めてそういう認識の上に立ってこの更新時の締結に臨んでいただきたい、そのように思っておりますけれども、町長としては今まさにどういうお気持ちでおられるのか、認識が少しは深まったんではないかと私は期待をするところであります。

さらに、ダムにかかわる課題というのは本当にたくさんあります。これから住民の関係で、対策協議会の関係で、いろんな意見が出てくると思いますけれども、例えばダム湖内の堆積の土砂、これの撤去をお願いしたい。当然ですね。ダムの貯水容量というのは必然的に土砂がたまることによって容量が減ってきますからそういった問題、さらにはダムの地滑りの問題、確実に山が動いているんです、少しずつでありますけれども。私は30年前にもこの山が一気に落ちたときにどうするんだと、どうなるんだと。最悪のとき、ダムが満水で、地震が揺って、山が崩壊をし、なおかつあのアーチ式で耐えられるのか。こういうお話もさせていただきました。想定外なんですね、いけば。それはちょっとということになるわけですけど、そういう議論もさせていただきました。

さらに、先ほど建設課長のほうから治水を高めるためにというお話がございましたけれども、その中で河床整備事業というのは我々旧日置川町の分担として、河川を少しでも下げることによって水害から住民を守ることができるんだという1つの考えでこのことについては取り組んでまいりましたけれども、いかんせん全国のダムのある河川につきましてはどうしてもそういった土砂というか、石ころが海岸まで届かないんですよ。こういったことが起こってるか、海岸部の浸食なんです。これが1つ大きな課題となってきます。私は海岸部に住んでおりますから、川から流れる土砂、そういった流量がダムがあることでせきとめられとるかどうか、これ、わかりませんが、確かに海岸部の状況が変化をしております。以前は河口には土砂が堆積をいたしまして、そこを浚渫しないと日置の港には船が入ってこれないといった、それが昔の情景であります。だから、河床を掘り下げる、掘り下げることによって、河口部は、塩水がどんどん川上へ上がっていつているんですね。海で釣れるべき魚が川の中で釣れるんですよ。生態系にも大きな影響が出ている。最近では田んぼの水の取水についても、もう塩分が入ってきて、塩分検知器をつけて、塩がまぎったらアラームを出して、そういうふうな対策もしておられるんです。こういった生活に係る諸課題、これから悩み多き議論を積み上げていただくこととなります。

全て締結によって解決はするとも思えませんけれども、その努力が必要なんです。交渉事は相手があつての交渉なんです。出して見ているんじゃないに、同じならば走っていこう、同じならば突き当ろう。ぶち当たることによって、そこからどういう衝撃波が出てくるか。ここに我々は期待をしているわけです。

町長として、今、私がるる申し上げましたけれども、こういった課題について、今まさにどのように感じられたか、ご答弁いただければと思います。

#### ○議 長

再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

#### ○番 外 (町 長)

今、西尾議員から過去のことあるいはこれまでの経緯等るるお話をいただきまして、私自

身も日置川の住民の方々の真摯な声あるいは耳を傾けるということの姿勢が少しまだ足りないのではないかなというふうに思います。

しかしながら、ここは水利権更新がもう直前に控えておりますけれども、やはりこの更新の期限にこだわることなく、更新を延ばしてでも取り組む姿勢でいかないといけないというふうに考えてございます。先ほどご指摘いただきましたように、要望を要望としてまとめるだけではなく、それをもとにして県あるいは関電さんとの協議、そしてまた交渉に当たっていくというのがあるべき姿だろうというふうに思います。しかし、ここはまず地域の皆様方のご意見をじっくりとまとめて、そして把握した上で、私としてもできるだけ早くこのことにつきまして、地区の皆様方の、地域の皆様方のお声にお応えできるように、安心・安全が図られるように取り組んでまいりたいと、全身全霊で取り組んでまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長

番外 日置川事務所長 青山君

○番 外（日置川事務所長）

今、西尾議員からいろいろ意見、そしてお話を聞いた中で、私も重要な責任を感じておるところでございます。

まず1つの、ダム上流の地滑りですが、これにつきましては、関西電力は地山の切り取り、また水抜き孔の設置、アスファルト舗装及び側溝の設置などの対策がなされ、その後、月1回の定期巡視と自動測定による継続監視を行っているということでございます。

それと、操作規定等と堆積土砂とかの要望についてですけど、操作規定につきましては議員がおっしゃるように、低下目標水位の標高109メートル、水位計によります7メートルの件ですけど、これは、今現在、要領として県が関西電力に要請してお願いするということになるんですけど、これを今後、県が実施要請ではなくダム操作規定に盛り込めないか、またダムを支える強度とか堆積の問題、これにつきましても対策協議会で協議をお願いしていきたいと考えておるところでございます。

それと、あと、平成2年に緊急避難命令ということで、私も異様なサイレンとそういう状況、また日置川の水源地まで河川が増水してという、目の当りにしたことは今も記憶に残っております。その中で、行政のいろいろな情報につきましては、日置川にはダムがあるということもありまして、平成8年に日置川全世帯に防災戸別受信機を設置し、情報に現在努めているところでございます。しかし、設置から17年が経過しておりますので、今後、各区長を通じまして、電池の交換等、点検をしていただくよう呼びかけていきたいと考えておりますので、ご理解よろしく願いします。

○議 長

当局の答弁が終わりました。再々質問があれば許可します。

9番 西尾君（登壇）

○9 番

今、具体的にも、日置川事務所のほうからいただきましたけれども、私自身も防災ラジオ、電池も自分自身が差しかえることを忘れてたりで、せっかくいい設備が、日置川、こない、全部、家の中でも聞こえるようになっていきますので、改めて啓蒙していただきまして、とるべきことは、やはり出水期を控えておりますので、ご指導いただければありがたいと思いま

す。

交渉事でございますので、まずやはり、相互の信頼であります。関西電力あるいは県、この信頼なくして交渉事というのは成り立たないと私は思います。攻め合いをすとか、のしり合いをすとか、そういうことは、結果はもう火を見るよりも明らかでございますので、お互いの信頼をもとに、この地域を、ダムがあるから安全だと言えるぐらいの、私は企業努力もしていただきたい。そしてまた、それがあからこの地域は発展できるんだと、大丈夫だというぐらいの思いを持って、取り組んでいただきたいなどこのように私は考えているところであります。

日置川の住民の皆さんの究極は、やはりダムの撤去なんです。川を自然に戻していただきたい。これが究極の目的なんです。しかし、ある以上はコントロールをしていかなければならない。共存共栄という道を進まざるを得ないというふうに考えているのも事実なんです。お互いに信頼ができ、お互いこれでよかったなというふうな思いを込めて、町長としてのご認識をきょう持っていただいたかなと私は思っております。先ほど答弁の中で、町長の思いが少し私にも伝わりました。精いっぱいこれからそれに地軸を通していただいて、より効果的な要望あるいは交渉活動を展開していただければ、本当に住民も安心するんじゃないかと思っております。

最後でございますけれども、33年8月25日台風と殿山ダムの記載の町史編さんの中で、最後のページに書かれているのが殿山ダム放水による罹災者同盟の歌です。議場で歌うのは幾ら何でもはばかられますので、そして、1、2、3、4とございますけれども、余りこういう場で読んでしまいますと、今の表現には、不適切などいいますか、非常に、そういうふうな言葉もちょっと出ておりますので、そこは避けますけれども、1番だけちょっとご紹介をさせていただきます。この歌はメーデーの歌の替え歌であります。作詞は河内進三、元学校の先生ですが、私の元同僚の議員です。もう亡くなりました。この息子が私と同級生なんです。その河内先生の作詞なんです、「われらが父祖の築きたる のどかなさとの日置川は一夜のうちに荒れはてぬ とき8月の25日」。あとは少し表現しないほうがいいと思っておりますので、あとは皆さん機会があればこのことに目を通していただきまして、当時の日置川の災害に遭った住民の切ない思い、やるせない表現、その怒り、これを本当におなかにとどめていただきたい。

二度とあのようなことが起こらないような、そういうまちづくりに向けて最大限の努力をしていただけるものと期待をし、質問を閉じます。ありがとうございました。

○議 長

最後に町長から何か。ご決意がございましたら。

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

ただいま議員からお話いただきましたことを肝に銘じて、これからも町の職員と一丸となって取り組んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。

○議 長

以上をもって、西尾君の一般質問が終わりました。

これをもって、一般質問を終結します。

暫時休憩します。

(休憩 12 時 17 分 再開 13 時 18 分)

○議 長

再開します。

続いて、議案審議を行います。

---

(2) 日程第2 報告第4号 専決処分の報告について

○議 長

日程第2 報告第4号 専決処分の報告について議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第4号は以上で終わります。

---

(3) 日程第3 報告第5号 平成25年度白浜町継続費繰越について

○議 長

日程第3 報告第5号 平成25年度白浜町継続費繰越についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。

報告第5号は以上で終わります。

---

(4) 日程第4 報告第6号 平成25年度白浜町繰越明許費繰越について

日程第4 報告第6号 平成25年度白浜町繰越明許費繰越についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

2番 三倉君

○2 番

款 総務費、項 総務管理費 地域防災計画修正事業606万5,000円について、遅れた理由はどういうことですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

遅れた理由でございますが、和歌山県が平成24年度末に公表するとしていました南海トラフの巨大地震及び東海・東南海・南海3連動地震に被害想定及び津波の浸水想定を踏まえて、白浜町地域防災計画の修正及び津波ハザードマップの作成を行うこととしていたんですけども、被害想定公表が遅れてきたため、白浜町地域防災計画に修正する業務を繰越するものでございます。被害想定公表が遅れてきたため繰越するものでございます。

○議長

2番 三倉君

○2番

民生費、社会福祉費、児童福祉費、水産業費の堅田漁港の保全と漁港海岸保全施設整備事業は補助金絡みですね。補助金絡みであって繰越しているということは支障ないんですか。

○議長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

国、県の補助金絡みでありましてもそれぞれの担当課が県と協議しておりますので、それは繰越して工事が完成すれば26年度に補助金が入ってきますので問題はございません。

○議長

2番 三倉君

○2番

財源についてはそれでわかるんですけども、仕事が忙しい中でやはりこのことについては25年度予算でするようにということで、必要やからするとして予算を上げているんですね。そのために県にもそうしているわけですが、なぜできなかったということについてはどうですか。

○議長

番外 民生課長 中村君

○番 外（民生課長）

まず、民生費の富田駅公衆便所整備事業でございますけれども、これは9月に観光の補助金でまとめて入を組んでいただきまして、富田駅前の公衆トイレだけを当初改修する予定でございましたが、かねてから地元区から要望がございました放置自転車とか乱雑な駐輪の仕方によって利用者の方が迷惑をされているということで、駐輪場の整備も同時に実施することとなりまして、設計変更をしましたので、JRさんとしても工事の確認や許可に結構時間がかかってきますので、年度内の完成は無理であろうから次年度に繰越ができないかというご相談がありました。補助金の関係も大丈夫ということで、今回繰越をさせていただいております。

子ども子育てのシステム関係は県の補助金の関係でございまして、実際27年度からの制度改正に合わせ、システムの仕様なども国のほうが25年度では出ていない状態です。26年度の秋から順次入力等をしていくために今現在全国的にも業者が手続きをしているところなんです。

○議長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外（農林水産課長）

農林水産業費の水産業費、堅田漁港機能保全事業についてですけれども、これについては本事業の実施に向けた実施設計書の承認協議で実施箇所及び工法の国、県との協議に不測の日数を要したため事業全体の着手が遅れたことにより、測量、設計業務発注にも遅れを生じ、年度内完成が困難になったことによります。

漁港海岸保全施設整備事業でございます。これにつきましては、繰越理由として本事業に伴う湯崎地区の工法協議で、国、県との協議に不測の日数を要したため、事業全体の着手が遅れたことにより、市江漁港の防潮ゲート設置工事にも遅れが生じ、年度内完成が困難になったことによるものです。

○議長

2番 三倉君

○2番

理由を聞かせてもらったなら、相手のあることですから遅れたというであったり、国からの施策であったりということはわかるんですけれども、6の漁港保全事業だったら、市江の漁港だったら浚渫もろもろ含めてのことだったら、事業計画的にずっと立てたらできるんじゃないかなど。できないということは技術者が足りないからなのかなど思ったりするわけです。その辺についてはどうですか。技術屋の不足ということは前々から質問させてもらっているんですけれども、事業費の中でそういった技術屋さんが絡むのが割と明許繰越に多いものですので、特に再三申し上げているわけです。

○議長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番外（農林水産課長）

進捗状況で市江地区についてですけれども、25年度に防潮ゲート工事の発注後、繰越を行ったんですけれども、不測の日数、工法協議ということで遅れを生じたということで、現在はゲートを製作中であります。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

三倉議員から技術者が少ないというご意見をいただきました。実際土木工事で平成25年度は170件。これで金額にしまして大体10億2,000万円を新人含め3名、大体2名で対処しています。そして、建築工事も合わせて206件になります。これを建設課で担当しているのが、22億8,000万円。その中で建築2名の計4名で20億をやっています。大変厳しい状況ではありますが、職員は皆頑張っておりますので、その点ご理解をよろしくお願ひします。

○議長

2番 三倉君

○2番

そういうことからしたら、行動的にできないという理由があるわけですね。やはり人員の確保というか、今当局では1人ふえて技術屋さんでやっていると。絶対的に足りないわけで

すね。技術屋さんというのはすぐに入れても間に合わないような状況ですね。毎年毎年、明許繰越がここ2、3年でできているわけです。その辺について当局としてもうちょっと採用について考慮していくべきではないかと私は思うんですけども。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

技術者の不足といいますか現状の2名、2名の計4名ではなかなか25年度につきましても厳しい状況であったのは間違いないと思いますけれども、採用につきましても今後計画的にやっていかなければならないと思っております。技術者というのは今おっしゃられたようにすぐに募集して来るといえるものではございませんので、その辺りはどの課がどういう人員が必要かということも総務課の中でも担当と協議をしておりますし、将来を見据えた今からの人材の確保が必要と思っておりますので、今ご意見をいただきましたので、早速来年度に向けて少なくて適材適所、そしてまた適正な職員配置を心掛けてまいりたいと思っております。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

災害復旧費です。これは安居の用水路の関係ですけれども、これは田植えに間に合うようなポンプアップ等のことで、この田植え時期を乗り切ったのだらうと思っておりますけれども、側聞しますと、堤外土地があると。堤外土地の問題で遅れていると私は聞いていますが、その点について実際の見通しはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

繰越理由として、安居災害復旧工事は日置川右岸の斜面にある用水路の復旧をするものであります。復旧工事は左岸側から日置川を横断する工事用仮設道路を設置して行う以外に工法がないため河川管理者と協議を行ったところ、工事用仮設道路の設置許可期間が10月1日からとなり、また10月から台風接近が相次いだことに伴う河川の増水など工事着手までに不測の日数を要したため年度内完成が困難になったものであります。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

質問に答えてもらっていない。

堤外土地があるんでしょう。その作業道を付けるにしても堤外土地の問題が解決せん限り、この工事は難しいのではないかと私は言っているんです。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

詳細について申し訳ありません。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

楠本議員が述べられたように、確かに昔は民地があったんです。ダムの放流により民地がなくなっているというくらいの状況です。その中でそこを確定して作業を行う日数がかかるということもあります。

○議 長

8番 楠本君

○8 番

堤外土地といったらどこにでも河川にあるんです。その問題が解決せん限り、進まんということなんです。だから、地権者と十分折衝した上で今はやせ細った残地であってもそこをきちんとやってもらわなったらこの話は進みませんよと私は言いたいです。

○議 長

番外 農林水産課長 瀬見君

○番 外（農林水産課長）

詳細を調べまして対応するようにしたいと思います。

○議 長

その辺しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。

報告第6号は以上で終わります。

---

（5）日程第5 報告第7号 平成25年度白浜町事故繰越し繰越しについて

○議 長

日程第5 報告第7号 平成25年度白浜町事故繰越し繰越しについてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

（なしの声あり）

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。

報告第7号は以上で終わります。

---

（6）日程第6 議案第44号 財産の交換について

○議 長

日程第6 議案第44号 財産の交換についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

13番 玉置君

○13 番

交換について地図が載っているんですけども、山林と山林の交換になっていますね。例えば才野字大森1640番地の166とか山林となっていますが、現状は山林でないと思うんですが、交換のときに山林として交換を適用したんですか。

○議 長

番外 総務課長 田井君

○番 外（総務課長）

交換にあたりましては、現況で不動産鑑定をしております。現況でございます。

○議 長

13番 玉置君

○13 番

そうすれば、それなりに雑種地としての対応でやったわけですね。山林として評価したわけではないということによろしいですね。それなりの価値で、山と雑種地では全く価値が違うからそれなりに交換したということでもいいわけですね。

では、交換した土地が山林として載せておくと、固定資産税等の税務上も山林として表記すること自体がおかしいのではないか。雑種地なら雑種地として表記するかしないと、それはどうなんですか。固定資産税は雑種地としてもらうんでしょう。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

地目については税の評価について現況課税ということにさせていただいております。ですから、私、この資料の地目というのは台帳地目なのか現況地目なのか把握していないんですけども、あくまでも固定の評価については現況でさせてもらうということになっております。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

道路敷も譲り受けるということですね。道路敷はもともとアドベンチャーワールドの会社のものだったということですね。そしたら、これには今まで使用料を払っていたのか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

使用料は払っておりません。町道認定だけさせていただいて、使用させていただいていたということです。

○議 長

2番 三倉君

○2 番

前にここで事故を起こしたことがあったと思うんです。前の時に側溝が外れていたとか壊れていたとか、時々私は役場に来るときに使わせていただいている道路です。その

時に直してくれと言ったら、町は町道敷であるのに、アドベンチャーの道やからそちらに申し付けるといったことがあったんですけども、今後はそういうことないんでしょうけども、その辺についてはどうなんですか。

○議 長  
番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）  
今後は町がすべて直します。また拡幅工事もここはさせていただくことになっております。

○議 長  
2番 三倉君

○2 番  
そちらは今後そうなるんでしょうけども、今まで町道であって使用料を払ってなかったということです。前にも申しあげましたように、保呂の場所については使用料を払っているということです。その辺で一貫性がないので、その辺についても今後一貫性あるようにということに関連で申しあげたい。

○議 長  
質疑を閉じることにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
質疑を終結します。討論を行います。  
(なしの声あり)

○議 長  
討論を終結します。採決します。お諮りします。  
議案第44号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(異議なしの声あり)

○議 長  
異議なしと認めます。  
従って、議案第44号は原案のとおり可決されました。

---

#### (7) 日程第7 議案第45号 白浜町公衆浴場条例の一部を改正する条例について

○議 長  
日程第7 議案第45号 白浜町公衆浴場条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。  
7番 水上君

○7 番  
お尋ねします。積算の根拠です。年間の入浴料、大人で4万5,000円。もうちょっと買いやすい半年の設定とかできなかったのかなと思うんです。そこを一度答弁ください。

○議 長  
番外 観光課長 古守君

○番 外（観光課長）

この金額につきましては、当初どのくらいの金額にするかという課の中で話をさせていただきました。その中では、今、回数券が1回250円なんです。250円を365日いただいたら、とりあえずこれを半分、2日に一度以上ご入浴いただいたら割安になる金額でいこうかと。そしたら、それで計算しますと、だいたい4万5,625円となりまして、それを千円単位といたしましたのが4万5,000円です。この金額をもちましてアンケートを取らせていただきました。それでだいたい4～5万円、5～6万円、その他という形で取らせていただいたんですけども、当然無回答の方もおられましたので、金額を書かれた方の半分以上が4～5万円ということもありまして、とりあえずは年間パスポート4～5万円ということで設定させていただきました。

それで、もう少し安い値段でということになりましたら、リヴァージュスパひきがわがたまたま1カ月、3か月、6か月、年間という4種類のパスポートをつくってございます。私どもは今回当初なので、年間パスポートを設定させていただいたんですが、今後はご要望に応えまして適宜対応をしてみたいと考えてございます。

○議 長

7番 水上君

○7 番

金額の設定というのは今の積算を伺いますと、この辺の数字でも皆さん納得だと思うんです。パスポートを分割するというか多種の設定をしていただいたほうが使いやすいのかと思いますので、今後は導入していただきたいと意見をさせていただきます。

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

（なしの声あり）

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第45号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第45号は原案のとおり可決されました。

---

（8）日程第8 議案第46号 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第8 議案第46号 白浜町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第46号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第46号は原案のとおり可決されました。

---

(9) 日程第9 議案第47号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例について

○議 長

日程第9 議案第47号 白浜町火災予防条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案に対する質疑を行います。

(なしの声あり)

○議 長

質疑を閉じることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

質疑を終結します。討論を行います。

(なしの声あり)

○議 長

討論を終結します。採決します。お諮りします。

議案第47号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長

異議なしと認めます。

従って、議案第47号は原案のとおり可決されました。

休憩します。

(休憩 13時44分 再開 14時25分)

○議 長

再開します。

諸報告を行います。

番外 事務局長 泉君

○番外 (事務局長)

議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告をしてご了承をお願いします。

当局より追加議案第51号から第53号までの提出がありました。本日は資料配付のみとさせていただきます。

本日延会後に全員協議会を開催予定ですので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長

諸報告が終わりました。

ご了承のほどよろしくお願ひいたします。

休憩します。

(休憩 14 時 25 分 再開 16 時 45 分)

○議長

再開します。

本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

休憩します。

(休憩 16 時 45 分 再開 18 時 02 分)

○議長

再開します。

本日はこれをもって延会とし6月17日まで休会にいたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長

異議なしと認めます。

従って、本日はこれをもって延会いたします。次回は6月17日火曜日定刻10時に開会いたしますので、ご参集下さい。

本日は大変ご苦労さまでした。

議長 岡谷 裕計は、18時03分 延会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 26 年 6 月 13 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員